新•変•転

児童名

	区分		父の状況			母の状況	
_ /3		基本点	加算点数		基本点	i加算点数	
	8h以上 7~8h未満	20 19	週5日以上	3	20 19	週5日以上	3
就労	6~7h未満 5~6h未満	18 17	週5日以上 かつ 1日8時間以上	1	18 17	週5日以上 かつ 1日8時間以上	1
採用予定	4~5h未満 4h未満	16 15	居宅外	2	16 15	居宅外	2
	採用予定(生計中心者除く)	15			15		
内 職		16			16		
求職中 • 起業準備		10	倒産・解雇 生計中心者	5 3	10	倒産・解雇 生計中心者	5 3
	出産予定			33			
			入院(1ヶ月以上)	13		入院(1ヶ月以上)	12
	· 库	20	常時臥床・特定疾患	13	20	常時臥床・特定疾患	13
	疾病		6ヶ月以上の通院歴	6	20	6ヶ月以上の通院歴	6
			上記以外	4		上記以外	4
			1・2級	13		1・2級	13
	身体障害	20	3級	10	20	3級	10
			上記以外	6	1	上記以外	6
障 害			1級	13		1級	13
呼 古	精神障害	20	2級	10	20	2級	10
			3級	6	1	3級	6
	知的障害	20	A •A•B	13	20	A •A•B	13
	加切牌岩		С	10		С	10
			常時臥床の親族を看護	10		常時臥床の親族を看護	10
	看 護	20	通所・通院の 付添い 週5日以上	10	20	通所・通院の 付添い 週5日以上	10
			同 週4日以上	8		同 週4日以上	8
			上記以外	4		上記以外	4
	要介護3~5 10		10		要介護3~5	10	
	介護	20	要介護2	8	20	要介護2	8
			要介護1	4		要介護1	4
	週3日以上 介護保険サービス利用 あり	18			18		
	災害復旧	50			50		
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4
<u>₩</u>	就学予定	11			11		
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中 等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中 等 証明あり	20
	不存在	60			60		
-			·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

兄弟同時希望時の意向	
①同保同時	
②同保順次(上)	
③同保順次(下)	
④別保同時(同)	
⑤別保同時(希)	
⑥別保順次(同)	
i e	

⑦別保順次(希)

8その他

計

	調整指数1(保育状況)		
	点 数		
記載な	記載なし		
	特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用中	5	
委託	幼稚園に通園中	7	
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)	7	
	ナーサリールーム・その他の認可外保育園に委託中	7	
	保育施設の一時保育を利用中	7	
	事業所内保育施設に委託中	7	
	養護施設等に入所中	15	
	自宅にて保育	2	
	自宅外にて保育	3	
保護者 が保育	育児休業中•産前産後休暇中	6	
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または小規模保育施設を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得するのに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹	11	
保護者 以外が 保育	祖父母・その他の親族が保育	3	
	知人が保育	4	
計			

	調整指数2(加算状況)	
	区分	点 数
乳幼児	兄保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児	5
転園	転居・勤務地の変更 兄弟姉妹が在園する保育施設への転園 市外委託先から市内保育施設への転園	2
	市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育 施設在園の新規申込み	
生活的	R護等受給世帯	5
単身起	N任中	4
保護者は	こ、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)	1
	障害児あり	3
	同一園を第一希望とするもの 未就学児童あり	3
兄弟姉妹	上記以外	2
2.10.2914	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり	1
	兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)	1/人
父方 祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり) 別居・不存在	1
父方 祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり) 別居・不存在	1
母方 祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり) 別居・不存在	1
母方 祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり) 別居・不存在	1
計		

合 計

- ※異なる家庭状況で同点の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金 等特別控除前の税額)の低い世帯から選考する。
- ※要保護児童およびさいたま市公立保育所育成支援制度対象児童については 入所について考慮する。
- ※本基準表は、平成28年4月入所における利用調整から適用する。

状況別優先順位表	
要保護	1
育成支援児	2
不存在	3
災害復旧	4
疾病•障害	5
出産	6
看護・介護	7
就労中	8
育児休業中	9
学 生	10
稼働予定	11
求職中	12
在園者	13

計